

市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告
(平成 23 年度調査)

調査内容

- I 児童家庭相談業務の状況〔平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
児童虐待問題などに対応する相談窓口の設置状況、担当職員の配置状況など
- II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況〔平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度実績など〕
要保護児童対策地域協議会の設置状況、設置形態・構成メンバー、調整機関の担当職員の配置状況、会議の開催状況など
- III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〔平成 23 年 7 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
実施市区町村数、訪問した家庭数、主たる訪問者、訪問の結果何らかの支援が必要とされた家庭への対応 など
- IV 養育支援訪問事業の実施状況〔平成 23 年 7 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
実施市区町村数、訪問した家庭数と支援した内容、訪問した家庭の把握経路、訪問した家庭の特徴、主たる訪問者 など

調査結果（概要）

- I 児童家庭相談業務の状況（詳細は別添 1）
 - 児童虐待問題などに対応する相談窓口の担当職員（平成 23 年 4 月 1 日現在）は 7,071 名（前年度比 368 名増）。うち、一定の資格を有する職員（※）は 4,654 名（66.3%）（前年度比 284 名増、0.6 ポイント増）
※ 「一定の専門資格を有する職員」とは、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事をいう。以下同じ。
 - 都道府県（児童相談所等）からの支援の受入状況（複数回答）（平成 22 年度の実績）
 - ・ 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援、助言等 1,507 か所（93.1%）
 - ・ 要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加 1,488 か所（91.9%）
 - ・ 児童相談所等の職員による市区町村職員に対する研修 1,376 か所（85.0%） など
 - 虐待事例に関する児童相談所との役割分担の状況（平成 22 年度の実績）について、「文書で取り決め」とした市区町村は 149 か所（9.2%）であった（前年度比 6 か所増、0.4 ポイント増）。一方で、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」は 1,165 か所（72.0%）であった（前年度比 2 か所減、0.1 ポイント増）。
- II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況（詳細は別添 2）
 - 設置状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）
要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村は 1,611 か所であり、設置率は 99.5%であった（前年度比 8 か所増、0.7 ポイント増）。

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員数（平成 23 年 4 月 1 日現在）
 全国で 5,075 名であり（前年比 153 名増）、このうち、一定の専門資格を有する職員は 2,835 名（55.9%）であった（前年比 151 名増、1.4 ポイント増）。
- 要保護児童対策地域協議会のケース登録数（平成 23 年 6 月末日現在）
 要保護児童対策地域協議会のケース登録数は、全体で 121,530 件（前年度比 14,217 件増）であり、このうち、要保護児童ケースが 90,783 件（74.7%）、要支援ケースが 29,800 件（24.5%）、特定妊婦ケースが 947 件（0.8%）であった。
 また、要保護児童ケースのうち、児童虐待のケースが 62,954 件（51.8%）であった。
- ケースの進行管理台帳の作成状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）
 ケースの進行管理台帳を作成していた市区町村は、1,201 か所（75.7%）であった。一方で、作成していない市区町村は 386 か所（24.3%）であった。

III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（詳細は別添 3）

- 全国の市区町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業は 92.3%（前年度比 3.1 ポイント増）の市区町村で実施（平成 23 年 7 月 1 日現在）。
- 平成 22 年度に実際に訪問した家庭は、844,814 戸 850,028 人であり、そのうち、何らかの支援が必要とされた家庭の比率は、10.3%であった。
- 平成 22 年度に本事業の対象であったものの訪問できなかった家庭に対し、1,040 か所（96.4%）の市区町村では、電話や健康診査の機会などにより状況把握を行っていたが、39 か所（3.6%）の市区町村では、状況把握を行っていなかった。

IV 養育支援訪問事業の実施状況（詳細は別添 4）

- 全国の市区町村のうち、養育支援訪問事業は 62.9%（前年度比 3.4 ポイント増）の市区町村で実施（平成 23 年 7 月 1 日現在）。
- 平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施した家庭は、69,830 戸であり、その家庭の特徴として、「育児不安がある」が多く見られ、その家庭の把握経路は乳児家庭全戸訪問事業が主であった。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成23年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	751		
人口30万人以上	60	28,505,533 人	(22.7%)
人口10万人～30万人未満	202	32,823,316 人	(26.2%)
人口10万人未満	489	26,340,570 人	(21.0%)
町	684	10,130,356 人	(8.1%)
村	163	691,365 人	(0.6%)
政令指定都市・児童相談所設置市	21	26,955,312 人	(21.5%)
計	1,619	125,446,452 人	(100.0%)

※ 東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県の市町村を除く。

I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について（平成23年4月1日現在）

児童虐待に関する相談等に対応する児童家庭相談窓口を置いている部署については、「児童福祉主管課」50.8%、「児童福祉・母子保健統合課」21.8%、「福祉事務所（家庭児童相談室）」14.1%などであった。

町村においては、「児童福祉・母子保健統合課」に置いている割合が比較的高かった。

表I-1 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所 （上段：該当区分での割合 下段：市区町村数） （平成23年4月1日現在）

	市区			町	村	指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 （平成22年度）
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉主管課	60.0%	68.8%	54.0%	49.6%	25.2%	19.0%	50.8%	49.1%
	36	139	264	339	41	4	823	796
②母子保健主管課	-	1.0%	0.8%	7.3%	9.8%	4.8%	4.5%	4.1%
	-	2	4	50	16	1	73	67
③児童福祉・母子保健統合課	8.3%	4.5%	6.5%	32.6%	50.3%	9.5%	21.8%	23.6%
	5	9	32	223	82	2	353	383
④福祉事務所 （家庭児童相談室）	26.7%	22.8%	31.5%	0.4%	0.6%	42.9%	14.1%	14.2%
	16	46	154	3	1	9	229	231
⑤福祉事務所 （家庭児童相談室を除く）	1.7%	-	2.0%	0.3%	0.6%	-	0.9%	0.9%
	1	-	10	2	1	-	14	14
⑥保健センター	-	-	0.2%	3.5%	3.7%	4.8%	2.0%	2.2%
	-	-	1	24	6	1	32	36
⑦教育委員会	-	1.5%	3.3%	4.2%	4.3%	-	3.4%	3.4%
	-	3	16	29	7	-	55	55
⑧市設置の保健所	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨市設置の児童相談所	-	-	-	0.1%	-	19.0%	0.3%	0.3%
	-	-	-	1	-	4	5	5
⑩障害福祉主管課	-	-	0.4%	0.6%	2.5%	-	0.6%	0.4%
	-	-	2	4	4	-	10	7
⑪その他	3.3%	1.5%	1.2%	1.3%	3.1%	-	1.5%	1.7%
	2	3	6	9	5	-	25	28
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	60	202	489	684	163	21	1,619	1,622

2. 主たる相談窓口の担当職員について（平成23年4月1日現在）

主たる相談窓口に従事する市区町村相談担当職員は、全国で7,017名の配置であった（前年度比368名増）。

一定の専門資格を有する者（①～⑧の計）が4,654名（66.3%）であった（前年度比284名増、0.6ポイント増）。そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者（①～④の計）が1,464名（20.9%）であった（前年度比319名増、3.7ポイント増）。

表1-2-(1) 主たる相談窓口の担当職員 (上段:該当区分での割合 下段:人数) (平成23年4月1日現在)

	市区			町	村	指定都市・児童 相談所設置市	合計	参考 (平成22年度)
	人口30万人 以上	人口10万人 以上30万人 未満	人口10万人 未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	19.3%	23.5%	14.6%	4.4%	3.7%	21.0%	14.0%	11.6%
	129	285	251	90	13	215	983	774
②医師	-	0.1%	0.1%	-	-	0.5%	0.1%	0.1%
	0	1	1	0	-	5	7	6
③社会福祉士	14.9%	9.8%	4.5%	2.1%	1.7%	7.2%	6.0%	4.8%
	100	119	77	42	6	74	418	316
④精神保健福祉士	1.5%	1.5%	0.6%	0.5%	-	0.8%	0.8%	0.7%
	10	18	10	10	0	8	56	49
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者 ①～④の計)	35.7%	34.9%	19.7%	7.0%	5.4%	29.5%	20.9%	17.2%
	239	423	339	142	19	302	1464	1145
⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	10.3%	9.2%	7.2%	31.6%	44.4%	16.4%	18.2%	18.7%
	69	112	124	645	157	168	1275	1243
⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	11.5%	13.5%	23.3%	3.8%	0.6%	11.0%	11.9%	13.1%
	77	164	400	78	2	113	834	872
⑦保育士 (①に該当する者を除く)	13.4%	13.0%	12.3%	7.2%	3.4%	8.1%	10.0%	10.5%
	90	157	212	147	12	83	701	701
⑧①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	6.7%	7.3%	6.5%	2.0%	0.6%	9.1%	5.4%	6.2%
	45	89	111	40	2	93	380	409
小計 (①～⑧の計)	77.6%	78.0%	69.0%	51.6%	54.2%	74.1%	66.3%	65.7%
	520	945	1186	1052	192	759	4654	4370
⑨①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.2%	14.2%	22.5%	46.5%	42.1%	16.4%	27.2%	28.6%
	82	172	387	948	149	168	1906	1904
⑩その他	10.1%	7.8%	8.4%	1.9%	3.7%	9.5%	6.5%	5.6%
	68	95	145	39	13	97	457	375
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	670	1,212	1,718	2,039	354	1,024	7,017	6,649

<都道府県（指定都市含む）別、主たる相談窓口の担当職員>

表1-2-2 都道府県別、主たる相談窓口の担当職員

(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成22年度)
		①児童福祉 司と同様の 資格を有する 者(②、③又 は④に該当 する者を除 く。)	②医師	③社会福祉 士	④精神保健 福祉士	⑤保健師・ 助産師・看 護師 (①に該当 する者を除 く)	⑥教員免許 を有する者 (①に該当 する者を除 く)	⑦保育士 (①に該当 する者を除 く)	⑧①～⑦に 記載の資格 を有しない 社会福祉 主事	⑨①～⑧に 記載の資格 を有しない 一般事務 職員	⑩その他	
北海道	750	14	-	10	3	237	32	44	15	357	38	711
青森県	94	5	-	2	-	27	3	9	1	46	1	103
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	87	4	-	1	-	10	15	10	3	40	4	86
山形県	107	6	-	1	-	19	13	12	10	42	4	100
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	140	6	-	8	-	6	41	11	10	48	10	147
栃木県	114	30	-	3	1	14	16	3	2	45	-	115
群馬県	118	7	-	2	1	45	18	7	6	27	5	119
埼玉県	275	37	-	23	3	28	38	13	41	80	12	258
千葉県	233	19	-	22	2	36	65	15	13	46	15	221
東京都	603	163	1	89	12	49	40	93	18	65	73	545
神奈川県	140	9	-	11	3	27	13	16	10	35	16	136
新潟県	119	26	-	3	-	37	13	10	3	22	5	110
富山県	55	11	-	-	-	14	7	7	2	14	-	54
石川県	45	8	-	2	-	6	3	5	1	18	2	43
福井県	44	2	-	2	-	8	4	8	1	12	7	52
山梨県	92	2	-	1	2	31	8	8	4	28	8	75
長野県	243	13	-	3	1	72	39	30	8	58	19	217
岐阜県	128	14	-	8	-	13	14	25	9	41	4	115
静岡県	127	13	-	5	2	12	26	14	16	28	11	120
愛知県	182	11	-	13	1	16	40	41	7	45	8	185
三重県	149	53	-	4	-	17	16	17	9	24	9	137
滋賀県	89	24	-	10	-	7	11	10	8	17	2	81
京都府	70	3	-	4	2	6	15	15	2	19	4	60
大阪府	205	66	-	40	6	17	9	19	16	20	12	196
兵庫県	173	40	1	14	1	23	31	8	10	32	13	169
奈良県	98	11	-	2	1	28	8	14	2	27	5	97
和歌山県	90	4	-	6	-	29	14	6	1	28	2	96
鳥取県	56	5	-	4	1	16	1	6	4	14	5	58
島根県	53	15	-	2	1	11	4	3	3	14	-	63
岡山県	94	24	-	3	-	20	14	6	3	21	3	95
広島県	80	31	-	6	-	5	8	3	3	23	1	77
山口県	58	9	-	2	1	6	6	9	-	24	1	62
徳島県	64	4	-	1	-	21	10	7	1	16	4	63
香川県	54	2	-	1	-	17	6	9	7	11	1	48
愛媛県	74	6	-	1	-	13	9	17	2	22	4	66
高知県	95	8	-	1	1	23	14	8	1	28	11	94
福岡県	196	18	-	6	1	32	19	34	9	69	8	188
佐賀県	52	-	-	-	-	12	14	3	3	18	2	40
長崎県	68	19	-	5	1	9	7	2	2	21	2	73
熊本県	106	7	-	1	1	31	7	9	6	41	3	93
大分県	85	5	-	8	-	5	17	9	3	30	8	75
宮崎県	78	5	-	1	-	18	11	6	1	31	5	99
鹿児島県	114	1	-	1	-	19	15	9	5	57	7	124
沖縄県	96	8	-	12	-	15	7	8	6	34	6	87
札幌市	20	4	-	-	1	5	6	-	4	-	-	28
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	28	-	-	3	-	-	7	3	5	10	-	30
千葉市	12	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12
横浜市	90	-	-	-	-	18	18	18	18	-	18	90
川崎市	8	-	-	1	-	-	-	5	-	2	-	8
相模原市	36	-	-	10	-	5	3	9	5	-	4	37
新潟市	25	10	-	6	3	-	2	-	1	1	2	25
静岡市	13	3	-	-	-	-	3	1	-	3	3	12
名古屋市	77	46	-	1	-	2	-	5	-	9	14	22
浜松市	29	15	-	-	-	2	8	-	1	1	2	30
京都市	99	69	-	8	1	-	2	4	15	-	-	101
大阪市	121	13	-	10	-	3	19	21	9	29	17	122
堺市	28	9	-	9	-	-	4	-	5	1	-	21
神戸市	168	2	-	3	2	73	-	1	3	81	3	167
岡山市	21	6	-	3	-	1	7	3	1	-	-	20
広島市	31	3	-	4	-	2	5	5	12	-	-	29
北九州市	47	1	-	-	-	-	27	4	2	13	-	45
福岡市	74	19	4	8	-	6	2	3	-	6	26	19
横須賀市	53	-	1	-	-	39	-	-	-	6	7	34
金沢市	27	15	-	6	-	1	-	-	-	4	1	26
龍本市	17	-	-	2	1	11	-	1	-	2	-	18
合計	7,017	983	7	418	56	1,275	834	701	380	1,906	457	6,649
割合	100.0%	14.0%	0.1%	6.0%	0.8%	18.2%	11.9%	10.0%	5.4%	27.2%	6.5%	100.0%

(参考 平成22年度)

合計	6,649	774	6	316	49	1,243	872	701	409	1,904	375	
割合	100.0%	11.6%	0.1%	4.8%	0.7%	18.7%	13.1%	10.5%	6.2%	28.6%	5.6%	

<都道府県（指定都市含む）別、職員の正規・非正規、専任・兼任数>

主たる相談窓口の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が4,624名（65.9%）であり（前年度比188名増、0.8ポイント減）、正規職員以外が2,393名（34.1%）であった（前年度比180名増、0.8ポイント増）。

また、専任・兼任の状況は、専任が3,183名（45.4%）であり（前年度比381名増、3.3ポイント増）、他の業務と兼任が3,834名（54.6%）であった（前年度比13名減、3.3ポイント減）。

表1-2-(3) 都道府県別、職員の正規・非正規、専任・兼任数 (平成23年4月1日現在) (単位:人、%)

都道府県名等	職員数				職員数			
	正規職員	正規職員以外	割合	割合	専任数	兼任数	割合	割合
北海道	659	91	87.9%	12.1%	168	582	22.4%	77.6%
青森県	79	15	84.0%	16.0%	14	80	14.9%	85.1%
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	51	36	58.6%	41.4%	44	43	50.6%	49.4%
山形県	84	23	78.5%	21.5%	28	79	26.2%	73.8%
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	73	67	52.1%	47.9%	67	73	47.9%	52.1%
栃木県	68	46	59.6%	40.4%	61	53	53.5%	46.5%
群馬県	90	28	76.3%	23.7%	37	81	31.4%	68.6%
埼玉県	195	80	70.9%	29.1%	114	161	41.5%	58.5%
千葉県	129	104	55.4%	44.6%	127	106	54.5%	45.5%
東京都	360	243	59.7%	40.3%	495	108	82.1%	17.9%
神奈川県	79	61	56.4%	43.6%	88	52	62.9%	37.1%
新潟県	79	40	66.4%	33.6%	41	78	34.5%	65.5%
富山県	38	17	69.1%	30.9%	16	39	29.1%	70.9%
石川県	36	9	80.0%	20.0%	10	35	22.2%	77.8%
福井県	31	13	70.5%	29.5%	11	33	25.0%	75.0%
山梨県	63	29	68.5%	31.5%	34	58	37.0%	63.0%
長野県	162	81	66.7%	33.3%	71	172	29.2%	70.8%
岐阜県	77	51	60.2%	39.8%	46	82	35.9%	64.1%
静岡県	73	54	57.5%	42.5%	65	62	51.2%	48.8%
愛知県	94	88	51.6%	48.4%	109	73	59.9%	40.1%
三重県	100	49	67.1%	32.9%	73	76	49.0%	51.0%
滋賀県	44	45	49.4%	50.6%	69	20	77.5%	22.5%
京都府	32	38	45.7%	54.3%	38	32	54.3%	45.7%
大阪府	122	83	59.5%	40.5%	147	58	71.7%	28.3%
兵庫県	79	94	45.7%	54.3%	103	70	59.5%	40.5%
奈良県	71	27	72.4%	27.6%	38	60	38.8%	61.2%
和歌山県	68	22	75.6%	24.4%	28	62	31.1%	68.9%
鳥取県	44	12	78.6%	21.4%	24	32	42.9%	57.1%
島根県	44	9	83.0%	17.0%	6	47	11.3%	88.7%
岡山県	62	32	66.0%	34.0%	32	62	34.0%	66.0%
広島県	42	38	52.5%	47.5%	34	46	42.5%	57.5%
山口県	37	21	63.8%	36.2%	25	33	43.1%	56.9%
徳島県	47	17	73.4%	26.6%	20	44	31.3%	68.8%
香川県	34	20	63.0%	37.0%	12	42	22.2%	77.8%
愛媛県	54	20	73.0%	27.0%	17	57	23.0%	77.0%
高知県	63	32	66.3%	33.7%	44	51	46.3%	53.7%
福岡県	126	70	64.3%	35.7%	71	125	36.2%	63.8%
佐賀県	28	24	53.8%	46.2%	24	28	46.2%	53.8%
長崎県	37	31	54.4%	45.6%	40	28	58.8%	41.2%
熊本県	86	20	81.1%	18.9%	22	84	20.8%	79.2%
大分県	47	38	55.3%	44.7%	51	34	60.0%	40.0%
宮崎県	57	21	73.1%	26.9%	37	41	47.4%	52.6%
鹿児島県	77	37	67.5%	32.5%	37	77	32.5%	67.5%
沖縄県	49	47	51.0%	49.0%	37	59	38.5%	61.5%
札幌市	10	10	50.0%	50.0%	20	-	100.0%	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	19	9	67.9%	32.1%	10	18	35.7%	64.3%
千葉市	6	6	50.0%	50.0%	6	6	50.0%	50.0%
横浜市	36	54	40.0%	60.0%	-	90	-	100.0%
川崎市	1	7	12.5%	87.5%	7	1	87.5%	12.5%
相模原市	16	20	44.4%	55.6%	6	30	16.7%	83.3%
新潟市	22	3	88.0%	12.0%	-	25	-	100.0%
静岡市	6	7	46.2%	53.8%	13	-	100.0%	-
浜松市	71	6	92.2%	7.8%	77	-	100.0%	-
名古屋市	15	14	51.7%	48.3%	29	-	100.0%	-
京都市	57	42	57.6%	42.4%	99	-	100.0%	-
大阪市	73	48	60.3%	39.7%	67	54	55.4%	44.6%
堺市	6	22	21.4%	78.6%	28	-	100.0%	-
神戸市	151	17	89.9%	10.1%	-	168	-	100.0%
岡山市	8	13	38.1%	61.9%	21	-	100.0%	-
広島市	16	15	51.6%	48.4%	15	16	48.4%	51.6%
北九州市	18	29	38.3%	61.7%	-	47	-	100.0%
福岡市	45	29	60.8%	39.2%	71	3	95.9%	4.1%
横須賀市	47	6	88.7%	11.3%	-	53	-	100.0%
金沢市	19	8	70.4%	29.6%	23	4	85.2%	14.8%
熊本市	12	5	70.6%	29.4%	16	1	94.1%	5.9%
合計	4,624	2,393	65.9%	34.1%	3,183	3,834	45.4%	54.6%
(参考) 平成22年度	4,436	2,213	66.7%	33.3%	2,802	3,847	42.1%	57.9%

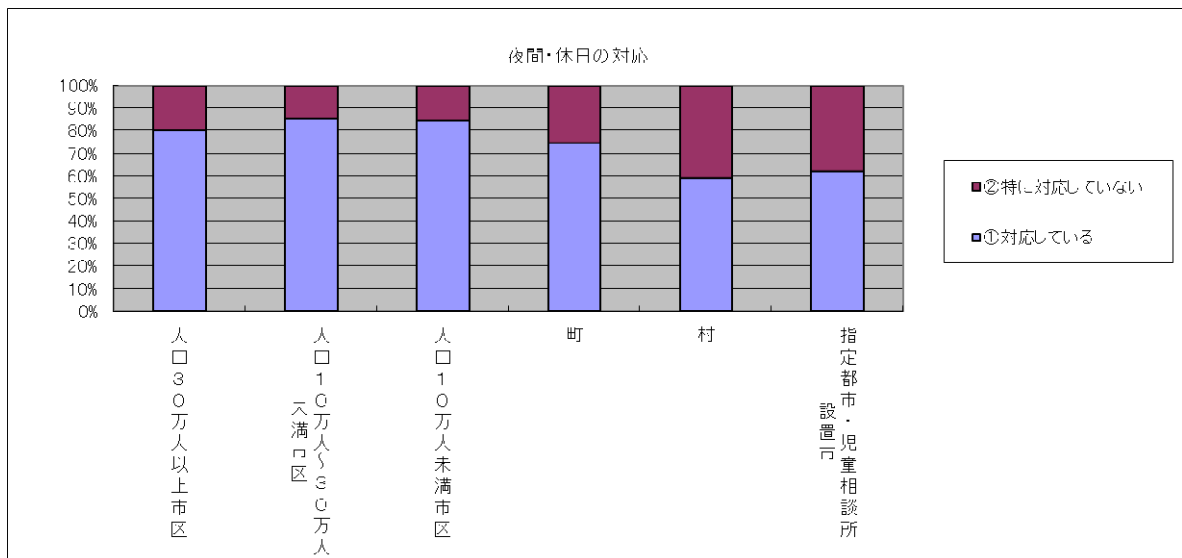
3. 夜間・休日の対応について（平成23年4月1日現在）

(1) 夜間・休日の対応状況について

主たる相談窓口の夜間・休日の対応について、対応している市区町村は1,253か所（77.4%）であった（前年度比28か所増、1.9ポイント増）。

表I-3-(1) 夜間・休日の対応 (上段:該当区分での割合 下段:市区町村数) (平成23年4月1日現在)

	規模区分						合計	参考 (平成22年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未満 市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・児 童相談所設置 市		
①対応している	80.0%	85.1%	84.7%	74.6%	58.9%	61.9%	77.4%	75.5%
	48	172	414	510	96	13	1,253	1,225
②特に対応していない	20.0%	14.9%	15.3%	25.4%	41.1%	38.1%	22.6%	24.5%
	12	30	75	174	67	8	366	397
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	60	202	489	684	163	21	1,619	1,622



(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が 991 か所（61.2%）であった（前年度比 19 か所増、1.3 ポイント増）。

また、「特に対応していない」は 366 か所（22.6%）であった（前年度比 31 か所減、1.9 ポイント減）。

表 I-3-② 夜間・休日の対応方法 (上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数) (平成23年4月1日現在)

	規 模 区 分						合計	参考 (平成22年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	1.7%	-	0.8%	0.9%	1.2%	4.8%	0.9%	1.0%
	1	-	4	6	2	1	14	17
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	1.7%	3.5%	8.4%	3.7%	3.7%	-	4.9%	5.1%
	1	7	41	25	6	0	80	83
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	50.0%	58.9%	64.6%	64.0%	52.1%	14.3%	61.2%	59.9%
	30	119	316	438	85	3	991	972
④民間の相談機関に対応を委託	5.0%	3.5%	0.8%	0.6%	-	-	1.1%	1.2%
	3	7	4	4	0	0	18	19
⑤児童相談所へ転送	1.7%	3.5%	1.8%	1.2%	-	9.5%	1.7%	1.7%
	1	7	9	8	0	2	27	28
⑥その他	20.0%	15.8%	8.2%	4.2%	1.8%	33.3%	7.6%	6.5%
	12	32	40	29	3	7	123	106
⑦特に対応していない	20.0%	14.9%	15.3%	25.4%	41.1%	38.1%	22.6%	24.5%
	12	30	75	174	67	8	366	397
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	60	202	489	684	163	21	1,619	1,622

4. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について（複数回答）（平成22年度の実績）
- 都道府県（児童相談所等）からの後方支援を受けた状況について、
- ①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施 1,376 か所（85.0%）
 - ②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言 1,507 か所（93.1%）
 - ③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加 1,488 か所（91.9%）
- などであった。
- 全体的に前年度と比べると支援を受けた市区町村が増えていた。

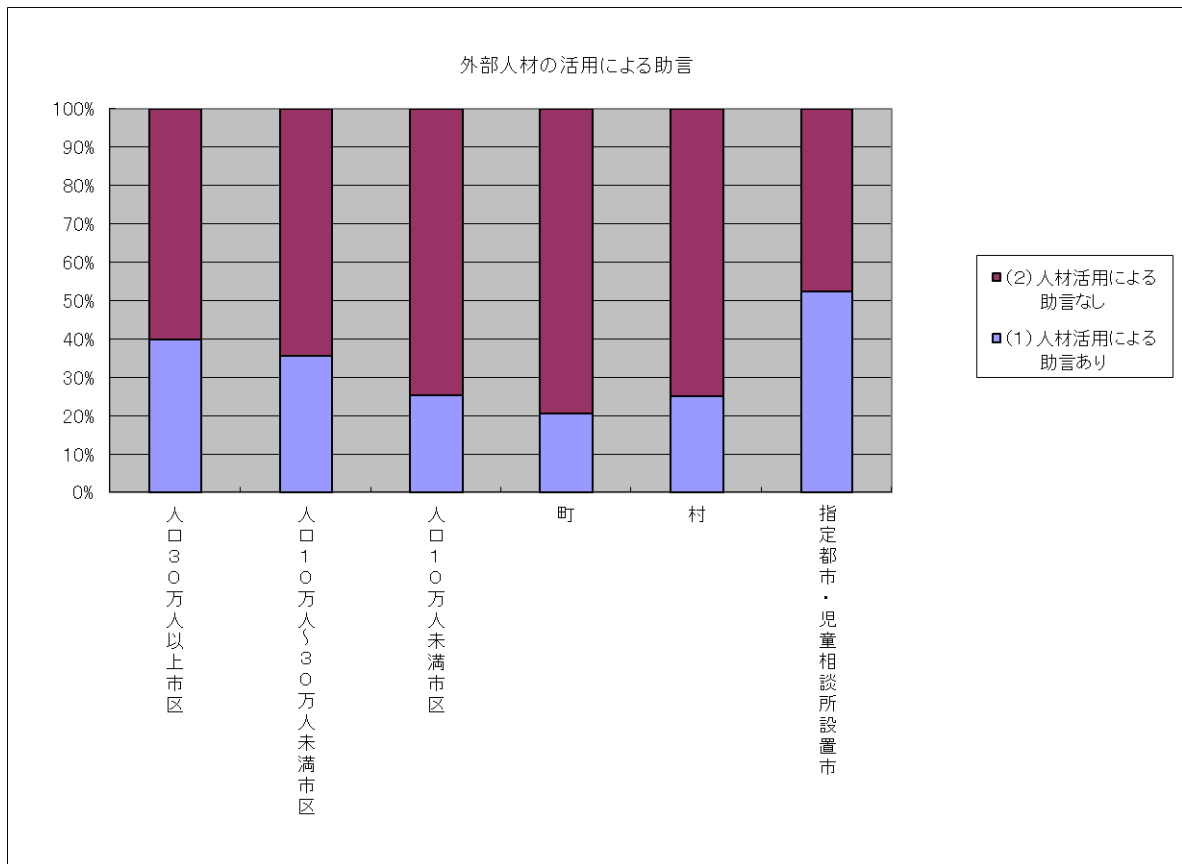
		規模区分						合計	参考 (平成21年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・児 童相談所設置 市		
①児童相談所等の職員 による市区町村職員研 修の実施	支援を受けた	95.0%	91.6%	90.8%	83.3%	71.2%	19.0%	85.0%	75.8%
		57	185	444	570	116	4	1,376	1,230
	支援の仕組みはあ るが受けていない	3.3%	1.5%	4.1%	9.2%	17.2%	-	7.2%	11.5%
		2	3	20	63	28	-	116	187
	合計	98.3%	93.1%	94.9%	92.5%	88.3%	19.0%	92.2%	87.4%
		59	188	464	633	144	4	1,492	1,417
②児童相談所等の職員 による個々の事例に対 する支援に必要な情 報の提供や助言	支援を受けた	98.3%	98.0%	98.6%	93.3%	76.7%	23.8%	93.1%	87.6%
		59	198	482	638	125	5	1,507	1,421
	支援の仕組みはあ るが受けていない	-	0.5%	0.6%	3.2%	9.8%	-	2.6%	8.5%
		-	1	3	22	18	-	42	138
	合計	98.3%	98.5%	99.2%	86.5%	86.5%	23.8%	95.7%	96.1%
		59	199	485	660	141	5	1,549	1,559
③ケース検討会議、要保 護児童対策地域協議会 に児童相談所職員等が 参加	支援を受けた	98.3%	99.0%	99.6%	90.9%	70.6%	23.8%	91.9%	90.5%
		59	200	487	622	115	5	1,488	1,468
	支援の仕組みはあ るが受けていない	-	0.5%	0.2%	3.9%	9.2%	-	2.7%	3.4%
		-	1	1	27	15	-	44	55
	合計	98.3%	99.5%	99.8%	94.9%	79.8%	23.8%	94.6%	93.9%
		59	201	488	649	130	5	1,532	1,523
④年間を通じて市区町村 に都道府県(又は児童 相談所)職員を派遣	支援を受けた	8.3%	3.5%	8.6%	9.2%	7.4%	-	8.0%	5.0%
		5	7	42	63	12	-	129	81
	支援の仕組みはあ るが受けていない	1.7%	2.0%	2.5%	5.0%	6.7%	-	3.8%	5.3%
		1	4	12	34	11	-	62	86
	合計	10.0%	5.4%	11.0%	14.2%	14.1%	-	11.8%	10.3%
		6	11	54	97	23	-	191	167
⑤定期的に市区町村に 都道府県職員(又は児 童相談所)を派遣して 市区町村を支援	支援を受けた	6.7%	7.9%	11.9%	6.0%	10.4%	-	8.4%	7.2%
		4	16	58	41	17	-	136	117
	支援の仕組みはあ るが受けていない	1.7%	2.0%	3.3%	5.1%	7.4%	-	4.2%	7.6%
		1	4	16	35	12	-	68	123
	合計	8.3%	9.9%	15.1%	11.1%	17.8%	-	12.6%	14.8%
		5	20	74	76	29	-	204	240
⑥児童相談所への市区 町村職員の受け入れ	支援を受けた	15.0%	9.9%	5.1%	3.5%	1.8%	4.8%	5.1%	3.9%
		9	20	25	24	3	1	82	63
	支援の仕組みはあ るが受けていない	5.0%	7.9%	5.9%	8.2%	7.4%	-	7.2%	4.1%
		3	16	29	56	12	-	116	66
	合計	20.0%	17.8%	11.0%	11.7%	9.2%	4.8%	12.2%	8.0%
		12	36	54	80	15	1	198	129
⑦国の指針とは別に、 都道府県独自の市区 町村向けの児童家庭 相談マニュアル等を 作成	支援を受けた	70.0%	70.3%	52.6%	43.3%	31.9%	9.5%	48.9%	45.6%
		42	142	257	296	52	2	791	740
	支援の仕組みはあ るが受けていない	3.3%	0.5%	4.9%	5.0%	10.4%	-	4.8%	10.9%
		2	1	24	34	17	-	78	176
	合計	73.3%	70.8%	57.5%	48.2%	42.3%	9.5%	53.7%	56.5%
		44	143	281	330	69	2	869	916
⑧その他	支援を受けた	3.3%	12.4%	7.4%	4.8%	4.3%	-	6.4%	8.6%
		2	25	36	33	7	-	103	140
	支援の仕組みはあ るが受けていない	5.0%	2.0%	3.1%	3.2%	6.7%	-	3.4%	8.4%
		3	4	15	22	11	-	55	136
	合計	8.3%	14.4%	10.4%	8.0%	11.0%	-	9.8%	17.0%
		5	29	51	55	18	-	158	276
市区町村数		60	202	489	684	163	21	1,619	1,622

5. 外部人材の活用による助言について（平成23年4月1日現在）

子どもやその家族に対して適切な援助ができるように、専門的な助言を求めることができる外部人材（児童福祉司OB、弁護士、医師など）の活用については、助言ありとする市区町村が415か所（25.6%）であった（前年度比12か所増、0.8ポイント増）。

表1-5 外部人材の活用による助言 (上段:該当区分での割合 下段:市区町村数) (平成23年4月1日現在)

	規 模 区 分						合計	参考 (平成22年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 ～30万人未 満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市・児 童相談所設置 市		
(1)人材活用による 助言あり	40.0%	35.6%	25.6%	20.8%	25.2%	52.4%	25.6%	24.8%
	24	72	125	142	41	11	415	403
(2)人材活用による 助言なし	60.0%	64.4%	74.4%	79.2%	74.8%	47.6%	74.4%	75.2%
	36	130	364	542	122	10	1,204	1,219
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	60	202	489	684	163	21	1,619	1,622



6. 虐待事例に関する役割分担について（平成22年度の実績）

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「文書での取り決め」が149か所（9.2%）であり（前年度比6か所増、0.4ポイント増）、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が1,165か所（72.0%）であった（前年度比2か所減、0.1ポイント増）。

また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、「明らかにしている（文書等でルールを明記）」と「明らかにしている（ルールを明記したものは無い）」を合わせると、562か所（34.7%）であり（前年度比2か所増、0.2ポイント増）、「個々の事例による」は817か所（50.5%）であった（前年度比12か所増、0.9ポイント増）。一方、「明らかにしていない」は240か所（14.8%）であった（前年度比17か所減、1ポイント減）。

表1-6 虐待事例に関する役割分担 (上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数) (平成22年度実績)

		規模区分						合計	参考 (平成21年度)
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	23.3%	15.8%	9.6%	5.7%	4.3%	47.6%	9.2%	8.8%
		14	32	47	39	7	10	149	143
	文書はないが一応決められている	28.3%	23.3%	19.2%	17.4%	12.3%	38.1%	18.8%	19.2%
		17	47	94	119	20	8	305	312
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	48.3%	60.9%	71.2%	76.9%	83.4%	14.3%	72.0%	71.9%
		29	123	348	526	136	3	1,165	1,167
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		60	202	489	684	163	21	1,619	1,622
②市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	21.7%	15.8%	8.8%	6.6%	6.1%	33.3%	9.3%	9.2%
		13	32	43	45	10	7	150	149
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	41.7%	36.6%	31.1%	19.6%	10.4%	47.6%	25.4%	25.3%
		25	74	152	134	17	10	412	411
	明らかにしていない	5.0%	8.4%	11.0%	18.9%	22.7%	-	14.8%	15.8%
			3	17	54	129	37	-	240
	個々の事例による	31.7%	39.1%	49.1%	55.0%	60.7%	19.0%	50.5%	49.6%
		19	79	240	376	99	4	817	805
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		60	202	489	684	163	21	1,619	1,622
市区町村数		60	202	489	684	163	21	1,619	1,622

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について

1. 設置状況について（平成23年4月1日現在）

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,619の市区町村（東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く市区町村。）のうち1,587か所（98.0%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、24か所（1.5%）であった。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村を合計すると、1,611か所（99.5%）であった（前年度比8か所増、0.7ポイント増）。

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成22年4月)	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
市区町村数	60	202	489	684	163	21	1,619	1,622	
地域協議会	数	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
	%	100.0%	99.5%	99.2%	96.9%	96.3%	100.0%	98.0%	96.2%
ネットワーク	数	-	1	4	16	3	-	24	42
	%	-	0.5%	0.8%	2.3%	1.8%	-	1.5%	2.6%
合計	数	60	202	489	679	160	21	1,611	1,603
	%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	98.2%	100.0%	99.5%	98.8%

(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークの設置率が100.0%の都道府県数は37か所(84.1%)であった。

表Ⅱ-1-(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (平成23年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	178	99.4%	1	0.6%	179	100.0%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	-	-	-	-	-	-
茨城県	43	97.7%	-	-	43	97.7%
栃木県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
群馬県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
埼玉県	64	100.0%	-	-	64	100.0%
千葉県	49	90.7%	5	9.3%	54	100.0%
東京都	61	98.4%	1	1.6%	62	100.0%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	29	96.7%	-	-	29	96.7%
富山県	14	93.3%	-	-	14	93.3%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
長野県	76	98.7%	-	-	76	98.7%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	31	88.6%	3	8.6%	34	97.1%
愛知県	54	100.0%	-	-	54	100.0%
三重県	27	93.1%	2	6.9%	29	100.0%
滋賀県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	43	100.0%	-	-	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	39	100.0%	-	-	39	100.0%
和歌山県	29	96.7%	1	3.3%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	14	82.4%	2	11.8%	16	94.1%
愛媛県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	56	93.3%	4	6.7%	60	100.0%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
熊本県	45	100.0%	-	-	45	100.0%
大分県	18	100.0%	-	-	18	100.0%
宮崎県	26	100.0%	-	-	26	100.0%
鹿児島県	43	100.0%	-	-	43	100.0%
沖縄県	35	85.4%	4	9.8%	39	95.1%
全国	1,587	98.0%	24	1.5%	1,611	99.5%

設置済み市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	37 (84.1%)
80%~99%	7 (15.9%)
60%~79%	0 (0.0%)
40%~59%	0 (0.0%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

※東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて（平成23年4月1日現在）

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、3層構造が1,086か所（68.4%）、2層構造が467か所（29.4%）であった。

	都道府県					指定都市	合計	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561	
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	49	185	391	374	67	20	1,086	1,057
	%	81.7%	92.0%	80.6%	56.4%	42.7%	95.2%	68.4%	67.7%
2層構造 (代表者会議と実務者会議 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	2	10	86	284	85	-	467	429
	%	3.3%	5.0%	17.7%	42.8%	54.1%	-	29.4%	27.5%
その他	数	9	6	8	5	5	1	34	75
	%	15.0%	3.0%	1.6%	0.8%	3.2%	4.8%	2.1%	4.8%
合計	数	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 実務者会議の形態（複数回答）

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が 830 か所（52.3%）、次いで「相談内容別に分けて開催する」が 380 か所（23.9%）、「地域別に分けて協議する」が 135 か所（8.5%）であった。市部においては、「地域別に分けて協議する」の割合が比較的高かった。

	都道府県						指定都市	合計	参考 (平成22年4月)
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561	
全ての相談種別を実務者会議として協議する	数	21	102	264	353	82	8	830	828
	%	35.0%	50.7%	54.4%	53.2%	52.2%	38.1%	52.3%	53.0%
地域別に分けて協議する	数	19	19	33	40	6	18	135	123
	%	31.7%	9.5%	6.8%	6.0%	3.8%	85.7%	8.5%	7.9%
相談内容別に分けて開催する	数	4	33	88	198	54	3	380	451
	%	6.7%	16.4%	18.1%	29.9%	34.4%	14.3%	23.9%	28.9%
その他	数	14	41	91	54	10	3	213	231
	%	23.3%	20.4%	18.8%	8.1%	6.4%	14.3%	13.4%	14.8%

(3) 構成する関係機関等

以下の機関を地域協議会の構成メンバーとしている市区町村が比較的多かった。

(行政機関)

教育委員会 (97.7%)、児童相談所 (95.5%)、警察署 (96.3%)、都道府県設置の保健所 (74.5%)

(関係機関)

保育所 (90.1%)、幼稚園 (69.6%)、小学校 (89.7%) 中学校 (89.0%)

(関係団体)

医師会 (62.9%)、社会福祉協議会 (56.5%)、民生委員児童委員協議会 (89.0%)

表Ⅱ-2-2(3) 関係機関等の状況

(平成23年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計		参考 (平成22年4月)		
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	数		%	数	%		
											数	%
地域協議会設置数(平成23年4月1日)												
	60	201	485	663	157	21	1,587	100.0%	1,561	100.0%		
行政機関	児童福祉主管課	54	192	410	392	55	19	1,122	70.7%	1,086	69.6%	
	母子保健主管課	53	170	382	340	48	17	1,010	63.6%	954	61.1%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	9	17	72	306	112	7	523	33.0%	512	32.8%	
	福祉事務所(家庭児童相談室)	35	118	346	83	21	18	621	39.1%	584	37.4%	
	福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	138	215	39	11	19	472	29.7%	461	29.5%	
	保健センター	44	131	249	278	39	16	757	47.7%	713	45.7%	
	教育委員会	60	201	480	636	152	21	1,550	97.7%	1,503	96.3%	
	市設置の保健所	42	17	9	15	6	14	103	6.5%	88	5.6%	
	市設置の児童相談所	-	1	3	10	3	21	38	2.4%	36	2.3%	
	障害福祉主管課	41	148	220	319	64	13	805	50.7%	755	48.4%	
	その他	49	128	199	154	35	14	579	36.5%	507	32.5%	
	国・都道府県	児童相談所	60	200	478	633	142	3	1,516	95.5%	1,487	95.3%
		都道府県設置の保健所	12	175	430	470	95	1	1,183	74.5%	1,164	74.6%
		福祉事務所	3	20	99	384	97	2	605	38.1%	590	37.8%
		警察署	59	199	477	633	139	21	1,528	96.3%	1,504	96.3%
		法務局	45	127	282	221	26	19	720	45.4%	713	45.7%
		家庭裁判所	5	19	13	5	-	9	51	3.2%	49	3.1%
		その他	16	39	79	71	15	8	228	14.4%	220	14.1%
	医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	31	100	198	316	97	15	757	47.7%	742	47.5%
保育所(地域子育て支援センターを含む)		54	180	438	604	135	19	1,430	90.1%	1,422	91.1%	
幼稚園		55	181	404	411	34	19	1,104	69.6%	1,082	69.3%	
小学校		51	179	427	603	146	18	1,424	89.7%	1,419	90.9%	
中学校		51	177	428	597	143	17	1,413	89.0%	1,375	88.1%	
特別支援学校		16	61	97	73	12	7	266	16.8%	254	16.3%	
児童館		23	45	89	101	13	8	279	17.6%	286	18.3%	
乳児院		11	18	24	7	2	13	75	4.7%	61	3.9%	
児童養護施設		33	79	106	55	4	19	296	18.7%	280	17.9%	
情緒障害児短期治療施設		1	7	7	5	-	4	24	1.5%	24	1.5%	
児童自立支援施設		1	6	6	8	1	5	27	1.7%	20	1.3%	
児童家庭支援センター		6	30	54	41	10	8	149	9.4%	130	8.3%	
福祉施設等	障害児施設	8	27	45	32	3	8	123	7.8%	103	6.6%	
	配偶者暴力相談支援センター	16	22	45	17	4	7	111	7.0%	97	6.2%	
	その他	14	35	84	86	8	14	241	15.2%	225	14.4%	
関係団体等	医師会	59	189	422	287	20	21	998	62.9%	983	63.0%	
	歯科医師会	33	112	144	70	4	16	379	23.9%	370	23.7%	
	看護協会	5	6	6	-	-	1	18	1.1%	20	1.3%	
	弁護士会	23	35	41	11	3	17	130	8.2%	110	7.0%	
	社会福祉協議会	38	129	270	368	81	11	897	56.5%	851	54.5%	
	民生委員児童委員協議会	57	188	452	572	122	21	1,412	89.0%	1,448	92.8%	
	NPO団体	16	50	59	35	6	15	181	11.4%	169	10.8%	
	里親会	6	5	14	7	-	9	41	2.6%	36	2.3%	
	その他	39	92	198	173	21	18	541	34.1%	583	37.3%	

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について（平成23年4月1日現在）

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が899か所(56.6%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が378か所(23.8%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が141か所(8.9%)であった。

町村においては、「児童福祉・母子保健統合課」を指定している割合が比較的高かった。

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成22年4月)
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
児童福祉主管課	数	40	149	313	340	43	899	872
	%	66.7%	74.1%	64.5%	51.3%	27.4%	66.7%	55.9%
母子保健主管課	数	-	1	4	21	1	27	33
	%	-	0.5%	0.8%	3.2%	0.6%	-	2.1%
児童福祉・母子保健統合主管 課	数	7	9	29	241	89	378	388
	%	11.7%	4.5%	6.0%	36.3%	56.7%	14.3%	24.9%
福祉事務所(家庭児童相談 室)	数	11	34	90	4	2	141	128
	%	18.3%	16.9%	18.6%	0.6%	1.3%	-	8.2%
福祉事務所(家庭児童相談室 を除く)	数	-	-	25	2	2	29	27
	%	-	-	5.2%	0.3%	1.3%	-	1.7%
保健センター	数	-	-	1	8	3	12	10
	%	-	-	0.2%	1.2%	1.9%	-	0.6%
教育委員会	数	-	3	15	26	8	52	53
	%	-	1.5%	3.1%	3.9%	5.1%	-	3.4%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	1	1
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%
児童相談所	数	-	-	-	4	1	8	6
	%	-	-	-	0.6%	0.6%	14.3%	0.4%
障害福祉主管課	数	-	1	2	6	3	12	8
	%	-	0.5%	0.4%	0.9%	1.9%	-	0.5%
その他	数	2	4	6	11	4	28	35
	%	3.3%	2.0%	1.2%	1.7%	2.5%	4.8%	2.2%
合計	数	60	201	485	663	157	1,587	1,561
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で5,075名の配置であった（前年度比153名増）。

一定の専門資格を有する者（①～⑧）は2,835名（55.9%）であった（前年度比151か所増、1.4ポイント増）。そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者（①～④）」が1,030名（20.3%）であった（前年度比234名増、4.1ポイント増）。

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成22年4月)	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,557	
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	97	237	223	95	8	41	701	541
	%	23.3%	25.0%	14.5%	6.3%	2.8%	11.1%	13.8%	11.0%
②医師	数	-	2	-	2	-	-	4	2
	%	-	0.2%	-	0.1%	-	-	0.1%	0.0%
③社会福祉士	数	64	94	62	34	7	15	276	214
	%	15.4%	9.9%	4.0%	2.2%	2.4%	4.1%	5.4%	4.3%
④精神保健福祉士	数	7	20	9	11	-	2	49	39
	%	1.7%	2.1%	0.6%	0.7%	-	0.5%	1.0%	0.8%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①～ ④の計)	数	168	353	294	142	15	58	1,030	796
	%	40.4%	37.3%	19.1%	9.4%	5.2%	15.8%	20.3%	16.2%
⑤保健師・助産師・看護師（①に該 当する者を除く。）	数	39	88	114	248	76	83	648	665
	%	9.4%	9.3%	7.4%	16.3%	26.4%	22.6%	12.8%	13.5%
⑥教員免許を有する者（①に該 当する者を除く。）	数	42	100	243	60	5	21	471	503
	%	10.1%	10.6%	15.8%	4.0%	1.7%	5.7%	9.3%	10.2%
⑦保育士（①に該当する者を除 く。）	数	32	104	148	99	14	21	418	414
	%	7.7%	11.0%	9.6%	6.5%	4.9%	5.7%	8.2%	8.4%
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主 事	数	23	81	112	33	3	16	268	306
	%	5.5%	8.6%	7.3%	2.2%	1.0%	4.3%	5.3%	6.2%
小計 (①～⑧の計)	数	304	726	911	582	113	199	2,835	2,684
	%	73.1%	76.7%	59.2%	38.3%	39.2%	54.1%	55.9%	54.5%
⑨①から⑧に該当しない一般事務職	数	74	182	522	917	165	152	2,012	2,050
	%	17.8%	19.2%	33.9%	60.4%	57.3%	41.3%	39.6%	41.6%
⑩その他	数	38	39	105	19	10	17	228	188
	%	9.1%	4.1%	6.8%	1.3%	3.5%	4.6%	4.5%	3.8%
合計	数	416	947	1,538	1,518	288	368	5,075	4,922
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,839名(75.6%)であり(前年度比20名増、2.0ポイント減)、正規職員以外が1,236名(24.4%)であった(前年度比133名増、2.0ポイント増)。

また、専任・兼任の状況は、専任が2,023名(39.9%)であり(前年度比149名増、1.8ポイント増)、他の業務と兼任が3,052名(60.1%)であった(前年度比4名増、1.8ポイント減)。

	都道府県						合計	参考 (平成22年4月)		
	市・区(30万 万以上)	市・区(10万 万~30万未 満)	市・区(10万 万未満)	町	村	指定都市				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,557		
担当職員数	数	416	947	1,538	1,518	288	368	5,075	4,922	
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	270	619	959	1,414	274	303	3,839	3,819
		%	64.9%	65.4%	62.4%	93.1%	95.1%	82.3%	75.6%	77.6%
	正規職員以外	数	146	328	579	104	14	65	1,236	1,103
		%	35.1%	34.6%	37.6%	6.9%	4.9%	17.7%	24.4%	22.4%
専任・兼任の状況	専任	数	284	603	660	194	30	252	2,023	1,874
		%	68.3%	63.7%	42.9%	12.8%	10.4%	68.5%	39.9%	38.1%
	兼任	数	132	344	878	1,324	258	116	3,052	3,048
		%	31.7%	36.3%	57.1%	87.2%	89.6%	31.5%	60.1%	61.9%

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容（平成22年度の実績）

平成22年度中の各会議の開催実績数は、

- ・ 代表者会議 1,525回（平均1.31回）
- ・ 実務者会議 7,088回（平均6.71回）
- ・ 個別ケース検討会議が 32,640回（平均24.29回）

であった。

表Ⅱ-4-(1)

（平成22年度実績）

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年度)	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
代表者 会議	平成22年度設置数 (a)	57	191	430	398	69	20	1,165	1,141
	開催実績数 (b)	回 91	248	507	454	71	154	1,525	1,459
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回 1.60	1.30	1.18	1.14	1.03	7.70	1.31	1.28
実務者 会議	平成22年度設置数 (d)	57	187	385	341	65	21	1,056	1,055
	開催実績数 (e)	回 671	1,643	2,212	1,322	162	1,078	7,088	6,616
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回 11.77	8.79	5.75	3.88	2.49	51.33	6.71	6.27
個別ケ ース 検討 会議	平成22年度設置数 (g)	60	201	467	521	75	20	1,344	1,308
	開催実績数(h)	回 5,009	9,739	9,658	4,355	400	3,479	32,640	27,952
	平均開催数 (i) = (h) ÷ (g)	回 83.48	48.45	20.68	8.36	5.33	173.95	24.29	21.37

(2) ケースの登録数 (平成 23 年 6 月末日現在)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で 121,530 件であり (前年度比 14,217 件増)、そのうち、

- ・ 要保護児童ケース登録数 90,783 件 (74.7%) (前年度比 13,816 件増、3.0 ポイント増)
- ・ 要支援ケース登録数 29,800 件 (24.5%) (前年度比 254 件増、3.0 ポイント減)
- ・ 特定妊婦ケースの登録数 947 件 (0.8%) (前年度比 147 件増、0.1 ポイント増)

であった。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が 62,954 件 (51.8%) であった (前年度比 11,707 件増、4.0 ポイント増)。

表Ⅱ-4-(2) ケースの登録数 (平成 23 年 6 月末日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成23年6月末日時点)	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561	
要保護児童ケース	数	13,275	27,681	24,826	7,803	382	16,816	90,783	76,967
	%	77.7%	72.2%	74.3%	73.2%	63.7%	78.3%	74.7%	71.7%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	221.3	137.7	51.2	11.8	2.4	800.8	57.2	49.3
うち児童虐待	数	10,680	18,811	14,059	5,106	187	14,111	62,954	51,247
	%	62.5%	49.1%	42.1%	47.9%	31.2%	65.7%	51.8%	47.8%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	178.0	93.6	29.0	7.7	1.2	672.0	39.7	32.8
うち非行	数	115	432	594	185	7	153	1,486	1,575
	%	0.7%	1.1%	1.8%	1.7%	1.2%	0.7%	1.2%	1.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	1.9	2.1	1.2	0.3	0.0	7.3	0.9	1.0
うち不登校・いじめ	数	153	725	1,614	629	50	259	3,430	3,750
	%	0.9%	1.9%	4.8%	5.9%	8.3%	1.2%	2.8%	3.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	2.6	3.6	3.3	0.9	0.3	12.3	2.2	2.4
その他	数	2,327	7,713	8,559	1,883	138	2,293	22,913	20,395
	%	13.6%	20.1%	25.6%	17.7%	23.0%	10.7%	18.9%	19.0%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	38.8	38.4	17.6	2.8	0.9	109.2	14.4	13.1
要支援ケース	数	3,688	10,381	8,256	2,758	216	4,501	29,800	29,546
	%	21.6%	27.1%	24.7%	25.9%	36.0%	21.0%	24.5%	27.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	61.5	51.6	17.0	4.2	1.4	214.3	18.8	18.9
特定妊婦ケース	数	113	262	309	99	2	162	947	800
	%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	1.9	1.3	0.6	0.1	0.0	7.7	0.6	0.5
合計	数	17,076	38,324	33,391	10,660	600	21,479	121,530	107,313
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの進行管理台帳の作成（平成 23 年 4 月 1 日現在）

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,201 か所（75.7%）で作成されていた（前年度比 44 か所増、1.6 ポイント増）。

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成22年4月)	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村				
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561	
作成している	数	60	190	429	436	66	20	1,201	1,157
	%	100.0%	94.5%	88.5%	65.8%	42.0%	95.2%	75.7%	74.1%
作成していない	数	0	11	56	227	91	1	386	404
	%	0.0%	5.5%	11.5%	34.2%	58.0%	4.8%	24.3%	25.9%
合計	数	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度 (平成23年4月1日現在)

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、

- ・ 3か月以内に1回 332か所 (20.9%) (前年度比27か所増、1.4ポイント増)
- ・ 4～6か月に1回 194か所 (12.2%) (前年度比32か所増、1.8ポイント増)
- ・ 6か月以上に1回 59か所 (3.7%) (前年度比7か所増、0.4ポイント増)

であった。また、「必要に応じて随時」が587か所 (37.0%) であった (前年度比4か所減、0.9ポイント減)。

表Ⅱ-4-(4) ケースの見直しの頻度 (平成23年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計	参考 (平成22年4月)
		市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
ケース進行管理台帳作成している協議会数	数	60	190	429	436	66	20	1,201	1,157
	%	100.0%	94.5%	88.5%	65.8%	42.0%	95.2%	75.7%	74.1%
①3か月に1回	数	29	90	126	69	7	11	332	305
	%	48.3%	44.8%	26.0%	10.4%	4.5%	52.4%	20.9%	19.5%
②4～6か月に1回	数	10	33	85	58	4	4	194	162
	%	16.7%	16.4%	17.5%	8.7%	2.5%	19.0%	12.2%	10.4%
③6か月以上に1回	数	2	7	24	25	0	1	59	52
	%	3.3%	3.5%	4.9%	3.8%	0.0%	4.8%	3.7%	3.3%
④必要に応じて随時	数	18	54	183	277	52	3	587	591
	%	30.0%	26.9%	37.7%	41.8%	33.1%	14.3%	37.0%	37.9%
⑤その他	数	1	6	11	7	3	1	29	47
	%	1.7%	3.0%	2.3%	1.1%	1.9%	4.8%	1.8%	3.0%
進行管理台帳を作成していない市区町村数	数	0	11	56	227	91	1	386	404
	%	0.0%	5.5%	11.5%	34.2%	58.0%	4.8%	24.3%	25.9%
合計	数	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(5) ケース終結の基準（平成23年4月1日現在）

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は349か所（22.0%）であり（前年度比51か所増、2.9ポイント増）、「基準なし」は1,238か所（78.0%）であった（前年度比25か所減、2.9ポイント減）。

	都道府県					指定都市	合計	参考(平成22年4月)
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成23年4月1日)	60	201	485	663	157	21	1,587	1,561
基準あり	数	32	84	138	81	8	349	298
	%	53.3%	41.8%	28.5%	12.2%	5.1%	28.6%	19.1%
基準なし	数	28	117	347	582	149	1,238	1,263
	%	46.7%	58.2%	71.5%	87.8%	94.9%	71.4%	80.9%
合計	数	60	201	485	663	157	1,587	1,561
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Ⅲ 乳児家庭全戸訪問事業

1. 実施の有無（平成23年7月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村は、全国1,747市区町村のうち、1,613か所（92.3%）であり、前年度と比較すると3.1ポイントの増加であった。

表Ⅲ－1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（平成23年7月1日現在）

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん 事業）			市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん 事業）	
		実施市区 町村数	実施率			実施市区 町村数	実施率
北海道	179	161	89.9%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	32	80.0%	京都府	26	21	80.8%
岩手県	34	33	97.1%	大阪府	43	40	93.0%
宮城県	35	35	100.0%	兵庫県	41	41	100.0%
秋田県	25	23	92.0%	奈良県	39	35	89.7%
山形県	35	35	100.0%	和歌山県	30	29	96.7%
福島県	59	49	83.1%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	44	44	100.0%	島根県	21	21	100.0%
栃木県	27	27	100.0%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	64	62	96.9%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	54	45	83.3%	徳島県	24	24	100.0%
東京都	62	49	79.0%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	33	30	90.9%	愛媛県	20	18	90.0%
新潟県	30	30	100.0%	高知県	34	21	61.8%
富山県	15	15	100.0%	福岡県	60	60	100.0%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	20	100.0%
福井県	17	17	100.0%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	27	27	100.0%	熊本県	45	41	91.1%
長野県	77	68	88.3%	大分県	18	17	94.4%
岐阜県	42	42	100.0%	宮崎県	26	20	76.9%
静岡県	35	35	100.0%	鹿児島県	43	29	67.4%
愛知県	54	52	96.3%	沖縄県	41	41	100.0%
三重県	29	28	96.6%	全国計	1,747	1,613	92.3%

平成22年度	1,750	1,561	89.2%
--------	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成 23 年 7 月 1 日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

（1）実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない 123 か所の市区町村における実施していない理由（複数回答）は、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」（61%）が最も多く、次いで、「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」（36.6%）、「訪問者が足りない」（19.5%）であった。

表Ⅲ－2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（複数回答）（平成 23 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である	75	61.0%
乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	45	36.6%
訪問者が足りない	24	19.5%
その他	20	16.3%
予算が足りない	9	7.3%
対象者(家庭)が少ない	7	5.7%
対象者(家庭)がいない	3	2.4%
事業の実施方法がわからない	2	1.6%

（2）今後の予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市区町村の今後の予定は、86 か所で実施の予定がなく、残りの 37 か所は、「平成 23 年 7 月 2 日以降に実施」あるいは「平成 24 年度に実施予定」であった。

表Ⅲ－3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成 23 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
平成23年7月2日以降に実施した	14	11.4%
平成24年度に実施予定	23	18.7%
実施予定はない	86	69.9%
合計	123	100.0%

3. 実施状況（平成23年7月1日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 担当する部署

乳児家庭全戸訪問事業を実施している1,496か所の市区町村のうち、本事業を所管する部署は、「母子保健担当部署」が最も多かった（72.0%）。

表Ⅲ－4 乳児家庭全戸訪問事業を所管する部署（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健担当部署	1077	72.0%
母子保健と児童福祉の両方を所管する部署	252	16.8%
児童福祉担当部署	145	9.7%
その他	22	1.5%
合計	1496	100.0%

(2) 委託の状況

乳児家庭全戸訪問事業の委託については、「委託していない」市区町村が多かった（77.4%）。「委託している」又は「一部委託している」市区町村の委託先は、「個人」（54.7%）が多かった。

表Ⅲ－5 乳児家庭全戸訪問事業の委託の有無（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
委託していない	1158	77.4%
一部委託している	252	16.8%
委託している	86	5.7%
合計	1496	100.0%

表Ⅲ－6 乳児家庭全戸訪問事業の委託先の種別（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
個人	185	54.7%
団体	132	39.1%
団体と個人	21	6.2%
合計	338	100.0%

(3) 研修の有無

乳児家庭全戸訪問事業の研修については、事業を実施している市区町村の72.1%で行われていた。

表Ⅲ－7 乳児家庭全戸訪問事業の研修の有無（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
実施している	1078	72.1%
実施していない	418	27.9%
合計	1496	100.0%

4. 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の実績（東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 対象家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業を実施した市区町村（1,452 か所）¹⁾のうち、対象家庭を「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」²⁾としていた市区町村は、1,419 か所（97.7%）であった。「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」以外では、「訪問希望がある家庭」と限定した場合や「新生児訪問や未熟児訪問など他の事業で訪問した家庭を除いた家庭」を対象としていた。

「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」を対象としない理由（複数回答）としては、乳児健康診査や予防接種など他の機会により生後 4 か月までに家庭と接する機会があることなどがあげられていた。

表Ⅲ－8 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象家庭

区分		市区町村数	比率
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭		1419	97.7%
上 記 以 外		33	2.3%
（複数回答）	生後4か月までの乳児が第1子の家庭	7	/
	生後4か月までの乳児がいる家庭で訪問希望がある家庭	21	
	その他	19	
合計		1452	100.0%

表Ⅲ－9 対象家庭を「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」としていない理由（複数回答）

区分	市区町村数	比率
母子保健法の事業でカバーできる	9	27.3%
その他	9	27.3%
訪問者が足りない	6	18.2%
予防接種等の他の手段で生後4か月までに確認できる	6	18.2%
同意が得られない	6	18.2%
予算が足りない	4	12.1%

1) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日の間に事業を開始した市区町村が 44 か所であったため、「平成 23 年 7 月 1 日現在」の実施状況と数字が異なる。

2) 生後 4 か月を迎えるまでの間に健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できている家庭は除く。

(2) 訪問実績

① 訪問した家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭は、844,814 戸 850,028 人³⁾であり、対象家庭に対し全て訪問できた市区町村は 373 か所(25.7%)であった。対象家庭に対する訪問率は、全国で 89.2%であり、都道府県別で見ると、最も高い都道府県は 97%、最も低い都道府県は 76.1%であった。

新生児訪問と併せて実施⁴⁾した市区町村は、1,163 か所(80.1%)であった。

表Ⅲ-10 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)への訪問の有無

区分	市区町村数	比率
対象者(家庭)の全てを訪問した	373	25.7%
対象者(家庭)の全てを訪問しなかった	1079	74.3%
合計	1452	100.0%

表Ⅲ-11 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の訪問率

区分		比率
全 国		89.2%
都 道 府	最大	97%
	最小	76.1%

表Ⅲ-12 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問と併せて実施した数

区分	市区町村数	比率
新生児訪問指導と併せて実施していない	289	19.9%
新生児訪問指導と併せて実施した	1163	80.1%
合計	1452	100.0%

³⁾ 人数のみで集計している市区町村の場合は、戸数を人数と同数で計上している。

⁴⁾ 母子保健法第 11 条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
(児童福祉法第 21 条の 10 の 2 第 2 項)

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象とするものの訪問できなかった理由（複数回答）としては、「里帰り等で生後 4 か月を迎えるまでに当該市町村の住居に子がいなかった」（75.3%）が最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」（65.1%）、「転居していた」（51.5%）、「訪問していたが、不在であった」（46.1%）であった。「その他」（34.8%）の代表的なものは、「子どもが入院中」であった。

表Ⅲ－13 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかった理由（複数回答）

区分	市区町村数	比率
里帰り等で生後4か月を迎えるまで当該市町村の住居に子がいなかった	812	75.3%
訪問の同意が得られなかった	702	65.1%
転居していた	556	51.5%
訪問したが、不在であった	497	46.1%
既に家庭状況の把握ができていた	323	29.9%
その他	376	34.8%

イ) 訪問できなかつた家庭の状況把握

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったものの訪問できなかつた家庭に対し、96.4%の市区町村で何らかの状況把握を行っていた。状況把握の機会としては、「乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」(89.9%)が多く、次いで「電話」(81.4%)であった。

表Ⅲ-14 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかつた家庭に対する状況把握

区分		市区町村数	比率
把握していない		39	3.6%
把握している		1040	96.4%
（複数回答）	電話	847	81.4%
	乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時	935	89.9%
	医療機関からの情報提供	365	35.1%
	近隣住民からの情報提供	135	13.0%
	里帰り出産した自治体からの情報提供	457	43.9%
	その他	192	18.5%
合計		1079	100.0%

③ 主たる訪問者

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業を実施した際の主たる訪問者(複数回答)は、「保健師」(86.6%)が最も多く、次いで「助産師」(38.5%)、「母子保健推進員」(15.5%)、「看護師」(13.4%)であった。

表Ⅲ－15 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問 (複数回答)

区分	市区町村数	比率
保健師	1260	86.8%
助産師	559	38.5%
母子保健推進員	225	15.5%
看護師	195	13.4%
保育士	114	7.9%
児童委員・民生委員	107	7.4%
その他	65	4.5%
子育て経験者	35	2.4%
愛育班員	12	0.8%

(3) 支援が必要とされた家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭の比率は 10.3%であった。

何らかの支援が必要とされた家庭へのその後の対応で主たるもの（複数回答）は、「保健師の訪問」で対応した市区町村が多かった。訪問した家庭のうち、「養育支援訪問事業で対応した家庭」の比率は 2.5%であり、「要保護児童対策地域協議会で対応した家庭」の比率は 0.4%であった。

表Ⅲ－16 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭

区分	比率
何らかの支援が必要とされた家庭	10.3%
養育支援訪問事業で対応した家庭	2.5%
要保護児童対策地域協議会で対応した家庭	0.4%

表Ⅲ－17 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師の訪問	993	86.0%
養育支援訪問事業	594	51.5%
要保護児童対策地域協議会で支援	338	29.3%
自治体独自の子育て支援事業	262	22.7%
その他	221	19.2%
地域子育て支援拠点事業	211	18.3%
ファミリー・サポート・センター事業	181	15.7%
障害者自立支援法での事業	76	6.6%
家庭的保育事業	20	1.7%

IV 養育支援訪問事業

1. 実施の有無（平成23年7月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市区町村は、全国1,747市区町村のうち、1,098か所（62.9%）であり、前年度と比較すると3.4ポイントの増加であった。

表IV-1 都道府県ごとの養育支援訪問事業の実施状況（平成23年7月1日現在）

	市区町村数	養育支援訪問事業			市区町村数	養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率			実施市区町村数	実施率
北海道	179	107	59.8%	滋賀県	19	16	84.2%
青森県	40	13	32.5%	京都府	26	18	69.2%
岩手県	34	29	85.3%	大阪府	43	37	86.0%
宮城県	35	34	97.1%	兵庫県	41	33	80.5%
秋田県	25	10	40.0%	奈良県	39	26	66.7%
山形県	35	26	74.3%	和歌山県	30	17	56.7%
福島県	59	30	50.8%	鳥取県	19	14	73.7%
茨城県	44	31	70.5%	島根県	21	17	81.0%
栃木県	27	24	88.9%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	35	21	60.0%	広島県	23	14	60.9%
埼玉県	64	39	60.9%	山口県	19	13	68.4%
千葉県	54	22	40.7%	徳島県	24	17	70.8%
東京都	62	50	80.6%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	18	54.5%	愛媛県	20	9	45.0%
新潟県	30	20	66.7%	高知県	34	16	47.1%
富山県	15	8	53.3%	福岡県	60	44	73.3%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	13	65.0%
福井県	17	9	52.9%	長崎県	21	16	76.2%
山梨県	27	22	81.5%	熊本県	45	23	51.1%
長野県	77	41	53.2%	大分県	18	11	61.1%
岐阜県	42	20	47.6%	宮崎県	26	9	34.6%
静岡県	35	20	57.1%	鹿児島県	43	14	32.6%
愛知県	54	37	68.5%	沖縄県	41	14	34.1%
三重県	29	20	69.0%	全国計	1,747	1,098	62.9%
				平成22年度	1,750	1,041	59.5%

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成23年7月1日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 実施していない理由

養育支援訪問事業を実施していない614か所の市区町村の実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」（65.5%）が最も多く、次いで、「訪問者が足りない」（22.0%）、「養育支援訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」（20.0%）であった。人口千人以下の市区町村では、「対象者（家庭）がない」場合が多かった。

表IV-2 養育支援訪問事業を実施していない理由（複数回答）（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である	402	65.5%
訪問者が足りない	135	22.0%
養育支援訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	123	20.0%
予算が足りない	98	16.0%
対象者(家庭)が少ない	88	14.3%
対象者(家庭)がない	62	10.1%
その他	62	10.1%
事業の実施方法がわからない	33	5.4%
無回答	6	1.0%

(2) 今後の予定

養育支援訪問事業を実施していない市区町村の今後の予定としては、541か所（88.1%）で実施の予定がなく、73か所（11.9%）は、「平成23年7月2日以降に実施」あるいは「平成24年度に実施予定」であった。

表IV-3 養育支援訪問事業の今後の予定（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
平成23年7月2日以降に実施した	13	2.1%
平成24年度に実施予定	60	9.8%
実施予定はない	541	88.1%
合計	614	100.0%

3. 実施状況（平成23年7月1日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 担当する部署

養育支援訪問事業を実施している1,005か所の市区町村のうち、本事業を所管する部署は、「母子保健担当部署」が約半分を占め（46.5%）、次いで「児童福祉担当部署」（27.5%）、「母子保健と児童福祉の両方を所管する部署」（22.3%）であった。

表IV-4 養育支援訪問事業を所管する部署（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健担当部署	467	46.5%
児童福祉担当部署	276	27.5%
母子保健と児童福祉の両方を所管する部署	224	22.3%
母子保健担当部署と児童福祉担当部署の両方で所管	23	2.3%
その他	15	1.5%
合計	1005	100.0%

(2) 委託の状況

養育支援訪問事業の委託については、「委託していない」市区町村が多かった（76.9%）。「委託している」又は「一部委託している」市区町村の委託先は、「個人」（15.5%）よりも「団体」（75.9%）が多かった。

表IV-5 養育支援訪問事業の委託の有無（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
委託している	76	7.6%
一部委託している	156	15.5%
委託していない	773	76.9%
合計	1005	100.0%

表IV-6 養育支援訪問事業の委託先の種別（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
団体	176	75.9%
個人	36	15.5%
団体と個人	20	8.6%
合計	232	100.0%

(3) 料金の徴収

養育支援訪問事業の実施の際、料金を徴収している市区町村は63か所(6.3%)であり、徴収金額の平均は、1時間あたり657.4円¹⁾であった。

表IV-7 養育支援訪問事業の料金徴収の有無(平成23年7月1日現在)

区分	市区町村数	比率
徴収していない	942	93.7%
徴収している	63	6.3%
合計	1005	100.0%

(4) 研修の有無

養育支援訪問事業の研修については、事業を実施している64.1%の市区町村で行われていた。

表IV-8 養育支援訪問事業の研修の有無(平成23年7月1日現在)

区分	市区町村数	比率
実施している	644	64.1%
実施していない	361	35.9%
合計	1005	100.0%

¹⁾ 時間あたりで徴収している50か所の市区町村の平均。

4. 平成 22 年度の養育支援訪問事業の実績（東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 訪問した家庭数と支援した内容

平成 22 年度に養育支援訪問事業を実際に実施した市区町村は 900 か所であり、訪問し支援した家庭は 69,830 戸であった。そのうち、特定妊婦として支援していたのは 2,734 人（3.9%）であった。

訪問した際の支援は、「専門的相談支援」（82.7%）が最も多かった。

表IV－9 平成 22 年度に養育支援訪問事業訪問した家庭数と支援した内容

区分		戸数	比率
訪問した総家庭数		69830	
特定妊婦(再掲)		2734	3.9%
支 援 内 容	専門的相談支援	57773	82.7%
	育児・家事援助	6853	9.8%
	専門的相談支援と育児・家事援助の両方	5204	7.5%

(2) 訪問した家庭の把握経路

平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施した家庭の主たる把握経路（複数回答）は、「乳児家庭全戸訪問事業」（67.8%）が最も多く、次いで、「保健師の活動」（66.1%）が多かった。「その他」（14.8%）の経路としては、「他部署・他機関からの情報提供」、「本人・家族からの相談・申し出」、「妊娠届出・母子健康手帳発行時」、「他の自治体からの情報提供」等であった。

表IV－10 平成 22 年度に養育支援訪問事業で訪問した家庭の主たる把握経路（複数回答）

区分	市区町村数	比率
乳児家庭全戸訪問事業	610	67.8%
保健師の活動	595	66.1%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	390	43.3%
医療機関からの情報提供	370	41.1%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	265	29.4%
児童相談所からの情報提供	197	21.9%
その他	133	14.8%

(3) 訪問した家庭の特徴

平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施した家庭の特徴（複数回答）は、「育児不安がある」が約 9 割でみられ、次いで「養育者の育児技術がない／未熟である」（78.1%）、「養育者が精神疾患を抱えている／精神的問題がある」（74.0%）、「虐待をしている／虐待をしている可能性がある」（62.2%）であった。「その他」（9.2%）の代表的なものは、「経済的に問題がある」、「支援者がいない」、「低出生体重児」、「多胎」であった。

表IV-11 平成 22 年度に養育支援訪問事業で訪問した家庭の特徴（複数回答）

区分	市区町村数	比率
育児不安がある	804	89.3%
養育者の育児技術がない／未熟である	703	78.1%
養育者が精神疾患を抱えている／精神的問題がある	666	74.0%
虐待をしている／虐待をしている可能性がある	560	62.2%
ひとり親である	552	61.3%
要保護児童対策地域協議会の対象ケースである	544	60.4%
子どもが発達障害を抱えている／発達障害の疑いがある	521	57.9%
子どもが身体的疾患を抱えている	427	47.4%
養育者が知的障害を抱えている	409	45.4%
養育者が10代である	369	41.0%
養育する子どもの人数が多い	330	36.7%
DVを受けている／DVを受けている可能性がある	326	36.2%
養育者が身体的疾患を抱えている	307	34.1%
養育者が外国籍である／日本語でのコミュニケーションが難しい	261	29.0%
入所措置解除後である	147	16.3%
その他	83	9.2%

(4) 主たる訪問者

平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施した際の主たる訪問者（複数回答）は、「専門的相談支援」では、保健師（84.6%）が最も多く、次いで助産師（24.7%）、保育士（19.7%）であり、その他の訪問者として、「児童福祉部署の相談員」や「臨床心理士」、「栄養士」等が訪問していた。「育児・家事支援」では、保健師が最も多く（24.6%）、次いでその他（19.4%）、保育士（11.0%）であった。その他の訪問者として、ヘルパーがほとんどであった。

表IV-12 平成 22 年度の養育支援訪問事業の主たる訪問者（専門的相談支援）（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師	761	84.6%
助産師	222	24.7%
保育士	177	19.7%
その他	153	17.0%
看護師	57	6.3%
児童委員・民生員	41	4.6%
母子保健推進員	20	2.2%
上記以外の子育て経験者	35	3.9%

表IV-13 平成 22 年度の養育支援訪問事業の主たる訪問者（育児・家事支援）（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師	221	24.6%
その他	175	19.4%
保育士	99	11.0%
助産師	46	5.1%
児童委員・民生員	40	4.4%
看護師	24	2.7%
母子保健推進員	16	1.8%
愛育班員	1	0.1%
上記以外の子育て経験者	113	12.6%

(5) 養育支援訪問事業実施後の対応

平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施し、終了した場合のその後の主たる対応（複数回答）は、「保健師の活動で訪問している」場合（65.1%）や「他の子育て支援事業へつないでいる」場合（62.6%）が多かった。

表IV-14 平成 22 年度の養育支援訪問事業を終了した後の主たる対応（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師の活動で訪問している	586	65.1%
他の子育て支援事業へつないでいる	563	62.6%
その他	208	23.1%
障害者自立支援法に基づいた支援をしている	173	19.2%
その後の対応は特にしていない	111	12.3%

(6) 養育支援訪問事業が効果的であった事例

養育支援訪問事業を実施し効果的であった事例（自由記載）²⁾については、主なものとして①育児不安の強いケースに対する不安解消、②育児負担感の強いケースに対する育児負担の軽減、③不適切な養育環境の改善、④子ども自身への支援による子どもの成長発達の促進などが見られ、①から④までが重なった事例も見られた。また、事業を通して行政機関と相談できる関係づくりができたことや助けを求める方法を知ったことで、事業終了後も何かあれば支援を求めることができるようになっていた。

① 育児不安の強いケース

育児不安の強いケースでは、保健師等はその不安や悩みのお話を聞き、不安の内容を整理し、不安や悩みに対する対応策（例えば育児技術など）を示していた。その後、他の支援事業につなげたり、保健師等以外との交流の機会を増やしていた。核家族世帯や親族が近隣にいない場合など孤立している場合には特に効果が見られた。また、産後うつなどうつ傾向が強い場合には、継続的に頻回に訪問し、相談に応じることで養育者の精神的安定を図り、次の支援に繋げていた。

(事例1)

子どもの障害を受け入れることができず、周囲との交流も絶ち自宅にこもりがちな母であったため、家庭訪問の頻度を高くし、訪問の際は、母が泣きながら思いを話すのを聞き続けていた。数か月経過した頃より、療育教室の話に少しずつ関心を持つようになり、やがて障害児の親子の集いに出かけるようになり、人との交流も広がっていった。

(事例2)

出産後、母は、周囲からの支援がなく、睡眠不足や疲労感がある状態にあった。さらに授乳がうまくいかないことなどから子どもの体重も増えない状況であった。保健師による助言やヘルパーによる家事支援により、母の思いを聞き、知識不足を補いながら支援することにより、母の育児疲れや子育て状況が改善した。

(事例3)

核家族世帯で、母は他者と交流することが苦手なうえ、子どもの発達をとっても心配していた。家庭訪問で母の子育てに対する不安を聞き、助言をする中で、保健師が関わる市町村の子育て支援の行事を案内。行事で子どもと離れる時間ができたことや定期的に保健師と話しができたことで、母親の心理状態も安定した。

²⁾ 事例については、内容の趣旨を損なわない範囲で文言の加筆・修正を行っている。

② 育児負担感の強いケース

年子で出産した子どもや疾患を抱えた子ども、障害児など養育者に負担がかかりやすい場合や、養育者自身が疾患や障害を抱えているため育児をすることが心身に負担がかかりやすい場合に、育児や家事などの支援を担うことで負担を軽減しつつ、養育者の悩みや思いを受けとめていた。

(事例4)

母は、障害を抱えた生後間もない子どもと年の近いきょうだいの育児に追われ、知人のいない地域でもあったため強い孤立感を抱くなど精神的に不安定であった。母の負担軽減や孤立感の解消のために週に3回、家事・育児支援を実施し、下の子どもが外出できるようになると子育て広場へつなぎ、母に笑顔も戻った。

(事例5)

父子家庭であり、家事は近隣に住む高齢の祖母が担っていたため、祖母のレスパイトのために支援を実施。子どもは不登校で家にひきこもっていたが、支援者が子どもと一緒に調理や掃除を行っていく中で、学校に通うようになっていった。

(事例6)

精神疾患を抱え若年で出産し、強い育児不安を抱えている母を乳児家庭全戸訪問事業で把握。母を精神科医療につなぎ、ヘルパー派遣等で育児負担の軽減をはかり、子どもは保育所入所へつなげた。母の病状は悪化することなく、母は周囲の力を借りながら養育を続けられた。

③ 不適切な養育環境のケース

不衛生など不適切な養育環境のケースに対しては、調理や買い物、洗濯、掃除などの家事支援を行い、適切な養育環境となるよう促していた。これらの支援により、特に、子どもが不登校のケースで改善がみられていた。家事支援を行うことで基本的な生活が整い、不登校の背景の一つである家庭の不安定さが改善し、結果として登校につながっていた。

(事例7)

ネグレクトの家庭で、食事の用意もされず、風呂も壊れ、衣服も汚れ、子ども自身は、家や自分が臭うことを気にして不登校になっていた。支援者が一緒にゴミを片付け、ゴミ出しの朝に訪問するなど、母の養育指導を続けることにより、子どもは朝ご飯を食べて登校できるようになった。

④ 子ども自身を支援するケース

養育者自身への支援だけでなく、子どもと遊んだり、調理や掃除、買い物などの生活スキルを子どもに教えたりするなど、子どもの成長発達につながる支援を養育者の代わりに行うことで、養育者の負担軽減とともに子どもの成長発達につながっていた。

(事例8)

ネグレクトの家庭にヘルパーを派遣し、子どもと関わる機会を増やしたことで、子どもの言葉や行動に成長が見られ、母も、子どもの成長を実感し、子どもを外へ遊びに連れて出るなどの行動に移せるようになった。